

(7) 土木学会委員会規程

平成16年6月18日	制 定
平成17年6月21日	一部改正
平成18年7月21日	〃
平成21年3月19日	〃
平成23年1月21日	〃
平成23年11月18日	〃
平成24年5月11日	〃
平成30年5月11日	〃

(目的)

第1条 この規程は、土木学会細則第33条に基づき、会務執行のために設置する委員会および臨時の目的のために設置する特別委員会の基準について定める。

(設置または廃止)

第2条 委員会（特別委員会を含む。）の設置または廃止は、理事会で決定する。

2 特別委員会は、以下の3種類とする。

(1) 会長提言特別委員会は、会長または次期会長の提唱によるもの。

(2) 理事会提唱特別委員会は、理事会が直接対応すべき活動として特に理事会が決定したもの。

(3) 戦略的受託特別委員会は、分野横断的な課題、新領域にかかる課題または緊急の課題等について受託、補助金等により研究を行うもの。

3 特別委員会の活動期間は1年を原則とするが、通算3年を上限として一括して活動期間を延長することができる。活動期間が通算3年を超える場合は、改めて理事会の承認を得ることとする。

4 委員会、特別委員会の区分は、理事会で決定する。

(構成)

第3条 委員会の委員は、会員およびその目的にそった学識経験者等で構成する。

2 委員会に、委員長をおく。委員長は、理事会の承認に基づき、会長が委嘱する。

3 委員会に副委員長・幹事長・幹事・委員会顧問を置くことができる。

4 委員会の委員等（副委員長、委員、幹事長、幹事、委員会顧問）は、委員長の推薦または公募によるものとし、会長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、つぎによる。

(1) 委員会の委員の任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。ただし、その委員会の任務の終了したときは、この限りとしない。任期の区切りは、原則として定時総会とする。

(2) 特別委員会の委員の任期は、原則として、その特別委員会の存続期間とする。

(開催)

第5条 委員会は、委員長が、招集する。

2 委員長は、必要に応じて、文書をもって委員の意見を徴し委員会の開催にかえることができる。この場合は、その結果を委員に通知しなければならない。

(小委員会等)

第6条 委員会は、必要に応じて、部門担当理事の承認を得て、小委員会、部会、幹事会等（以下「小委員会等」という）を設けることができる。

2 小委員会等の委員長、委員、幹事長、幹事は、当該小委員会等を設置する委員会の委員長の推薦または公募によるものとし、会長が委嘱する。

(規則)

第7条 委員会（特別委員会を除く。）は、目的、事業（または活動）、存続期間、構成、委員長・副委員長・委員・幹事長・幹事・委員会顧問の選出方法と任期、運営、事務局、および規則の改正に関する事項を含む規則を定め、理事会の承認を得なければならない。規則の改正の場合も同様とする。

(成果の報告)

第8条 委員会は、その事業（または活動）の成果を理事会に報告し、かつ会員等に公表する。

2 委員会は、図書館規程第1条に基づき、事業（または活動）の成果に関わる公式資料を土木図書館に提出するものとする。

(事業計画および予算)

第9条 委員長は、定められた時期に翌年度の事業（または活動）計画（小委員会等のものを含む。）および予算（小委員会等のものを含む）を会長に提出する。

(事業報告)

第10条 委員長は、当該年度終了後、速やかに事業（または活動）報告（小委員会等のものを含む。）を会長に報告する。

(特別委員会の事務局)

第11条 特別委員会の事務局担当部署は、会長提言特別委員会については会員・企画課とし、その他については理事会が決定する。

(規程の変更)

第12条 この規程の変更は、理事会において行う。

附則（平成16年6月18日 理事会議決） この規程の制定に伴い、土木学会企画・運営委員会規程および土木学会調査研究委員会規程は平成16年6月18日をもって廃止し、この規程は、平成16年6月18日から施行する。

附則（平成17年6月21日 理事会議決） この変更規程は、平成17年6月21日から施行する。

附則（平成18年7月21日 理事会議決） この変更規程は、平成18年7月21日から施行する。

附則（平成21年3月19日 理事会議決） この変更規程は、平成21年3月19日から施行する。

附則（平成23年1月21日 理事会議決） この変更規程は、平成23年1月21日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） この変更規程は、平成23年11月18日から施行する。

附則（平成24年5月11日 理事会議決） この変更規程は、平成24年4月16日から施行する。

附則（平成30年5月11日 理事会議決） この変更規程は、平成30年5月11日から施行する。